

# 農業委員会だより

Kita Ward Agricultural Commission Public Information



## 甘豚（あまぶた）

北区内の農場で1,500頭の豚を、親子代々約100年もの間培ってきたこだわりの飼育方法で育てています。

4年前に独自ブランド「甘豚（あまぶた）」として販売を始めました。

飼料には新潟県産の飼料用米をはじめ、パンなどをオリジナルブレンドしたものを与えています。肉質も柔らかく、脂身が甘く感じられるのが特徴です。

豚の出産から出荷、精肉販売まで自社で行っています。

飼料には手間暇はかかりますが、安心・安全をお届けし続ける生産者でありたいと思います。  
もっと色々な方にご賞味いただけるよう販売にも力を入れていきたいと思います。

(株)タケファーム  
近藤 武志さん(早通南)

# 農業委員レポート

## 農業委員になつて



農業委員  
倉島 正春  
(大久保)

私の担当地区は岡方地区です。

ほぼ全域が水田で、農作物は切花、トマト、野菜等が栽培されていますが、水稻が主となっています。

7月に前期農地パトロールで

こんにちは。私が農業委員に就任して半年が経過しました。

私は、農地部会に所属しており、主に農地の転用や貸借、売買の審議に関わっています。

部会や総会の進行には少し慣れてきましたが、研修会や講演会へ参加し、農業委員としての活動や農地法をはじめとする法律を正しく理解しなければいけないなど、とても重要な立場にあると感じています。

きなくなりそのまま放置されいるようです。

私の地区でも例外ではなく稲作耕作者が減っています。私の知る限りでは40年間で約 $1/3$ に減少しました。今後10年で更に半分に減ると思われます。

しかし、農家の件数が減つてもほ場の面積はそのままですのでも、一生産者当たりの耕作面積が増えないと離農者のほ場は耕作放棄地となってしまいます。

受託する側も規模を拡大しても、10aのほ場が10枚では勘弁してくれとなってしまます。



先祖代々の土地ですが、昭和30年台から50年台の基盤整備でほ場を換地、集約した経緯もあります。離農、経営規模拡大にかかわらず、早急に再度の基盤整備が必要と感じています。

# 農地利用最適化推進委員レポート

## 農地利用最適化推進委員になつて



農地利用最適化推進委員  
阿部 和美  
(築上山)

今年度より3年間の任期で農地利用最適化推進委員となり、農政振興部会に所属しています。推進委員19名（新任8名）中唯一の女性ですが、農業委員19名に2名の先輩女性委員がいてくれますので、大変心強く思っています。そしてまだ活動には参加していませんが、「にいがた女性農業委員の会」「全国農業委員会女性協議会」にも所属させていただきました。

春からの6ヶ月間に何回か研

修に参加し、私が推進委員としてこれから3年間にやるべき事を考えてみました。農地パトロールに初めて参加し、感じた不安。それは、遊休化の恐れのある不作付地が増えていることでした。作れなくなつても誰かが作ってくれるだろう・・・と今まで考えていきましたが、それはとても安易な考えでした。どのくらいの農地が、どのくらい先に遊休農地となる恐れがあるのか、担い手はいるのか等、10年先なんて分からぬから考えられないのではなく、今考えなければ10年先に明るい農業はないのでは、と思い知られました。

農地を残して、活かして、耕

し続けることができる未来を、個人・法人・集落営農等で作つて行けたらと考えます。まずは、集落での話し合いから一步踏み出し、将来の農地のあり方について考える時間を皆さんで持ちたいと思います。

推進委員としての3年間の機会に、色々な研修等に参加し多くの方との出会いを大切にし、少しでも話し合いの話題に生かせるよう3年間努力して活動したいと思っています。



## 農地を農地以外にする場合には、農地法による手続きを!

- 農地を農地以外にすることを「農地転用」といいます。
  - 農地を転用する場合は、農地法の許可が必要です。
  - 許可を受けないで転用したり、許可を受けた通りに転用しなかつた場合は、罰則があります。
- 「農地転用」に関するお問い合わせは、農業委員会までご相談ください。

## 前期農地パトロールを実施

北区農業委員会では、農地パトロール月間に合わせ7月に前期農地パトロールを実施しました。

農業委員・農地利用最適化推進委員及び農協等で北区管内の農地を7地区に分けて巡回し、現地調査を行いました。農地パトロールの目的は、遊休農地の実態把握と発生防止・解消や農地の違反転用の発生防止等を図ることです。

この調査結果に基づいて、農地を適正に管理するよう指導を行いました。

また、11月には後期農地パトロールを実施します。農地は大切な資源です。耕作放棄をせず適正な管理を行い、優良な農地を守っていきましょう。



## 水稻作柄状況調査を実施

8月30日(金)に農業委員及び農地利用最適化推進委員で北区内の令和元年度水稻作柄状況調査を行いました。

定例総会終了後、新潟県農業普及指導センターの岩村技術専門員を招き、令和元年産の水稻作柄状況と収穫期対策について講話を聞いた後、実証ほ場を視察しました。



岡方地区の「越のかおり」、葛塚地区の「キラキラ・コシヒカリ」のほ場を調査し、現地ではJA新潟市本店の小林係長、長浦岡方営農センターの佐久間指導員より説明を受けました。

当日は雨でしたが、農業委員や推進委員からの質問も多く、有意義な調査となりました。

## 一関市農業委員会が視察来庁

9月6日(金)に、岩手県一関市農業委員会が視察に来庁しました。

農業委員・農地利用最適化推進委員など32名が来庁し、北区農業委員会の活動について、農地利用最適化推進の取り組みや人・農地プランの実質化の取り組み等について意見交換を行いました。



# 農業頑張ります！



三膳 一成さん（41歳）木崎

様々な植物に興味を持つようになり、育てていく難しさ、肥料成分の微妙な配分管理等、色々なことを調べていくと面白くなつてしまつたのです。

です。

そして、農業を職業としてみるのはどうかと考えるようになりました。野菜、果物の中でも何を作りたいのか考え、浮かんだのが「ブドウ」でした。まずは育ててみようと試み、自宅に植えたりしました。

県内外の観光果樹園へも足を運びました。丁寧に造られた綺麗なブドウが棚下にズラツと並ぶ光景は圧巻でした。楽しそうに摘み取りをするお客様の風景に感動し、自分でもこ

の楽しさや美味しさをお客様に体验していただきたい、楽しい場所を提供したいと思うようになりました。

就農に向けて行動に移し、まずは会社員と並行し新規就農された先輩ブドウ農家の手伝いをさせてもらい、

一から自分の頭で考え、物を作成していくことが好きで、会社員時代の前職はP.Cで設計図面を描く仕事をつらつらしていました。そんな中、自宅の庭で植物を育てていた妻の影響で、私は野菜を育て、家族で野菜を美味しく食べる喜びを知りました。もうと決めました。

## 苦労したことは

農家になるために研修先を探していましたが、中々見つからず3年近くかかりやっと学ばせてくれる農事組合と出会いました。農機具の扱い方から栽培方法等、何も分からない素人の私に色々と教えてくださいました。

農地や野菜のこと、技術や販売の



## 今後の目標は

新規参入者のため、全てが課題となります。まずは野菜の管理が行き届くよう、それに並行して農機具の扱い、畠の管理等を研修先や先輩農家を見習い進めていきます。

また、少しづつ農地を増やし、野菜・果樹の複合経営で、自分のことわりも入れ、就農計画に基づく農業を目指していきます。  
そして所得目標に近づいたら家族で経営をしたいです。

こと、時には厳しい助言もいただき、たくさんのこと学ばせていただき本当に感謝しています。この出会いが私の就農への一步を大きく進ませてくれました。

約2年間研修をさせていただき、

今年の3月から独立し、まだ間もないですが何をかもが初めてで悪戦苦闘の毎日です。先の研修先の皆様や農協の職員の皆様、先輩農家に教えていただき日々奮闘しています。

作業手順や農地の管理、天候等全てにおいて分からぬことだらけですが、皆様にお世話になつてはいる分、それに応えられるように一生懸命頑張りたいと思っています。

# 重要

## 農業用の資産は償却資産申告が必要です

固定資産税は、土地・家屋のほか償却資産（事業で使用している資産）も対象となっています。

償却資産の所有者は、その資産が所在する市町村長へ申告することが、地方税法第383条の規定により義務づけられています。

申告もれの資産がある場合は、すみやかに申告をお願いします。

### ○ 農業で償却資産となる主な例

ビニールハウス、乾燥機、もみすり機、自動選別計量機、  
保冷庫、パソコンなど

### ✗ 申告対象外（例）

農舎、トラック、最高速度が35Km/h未満のトラクター  
自己所有のトラクターのトラクター・アタッチメントなど



お問い合わせ  
・申告先

### 新潟市 市税事務所 資産税課 償却資産係

〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1

電話：025-226-2277（直通）

E-mail：shisanzei.to@city.niigata.lg.jp

老後の備へ  
農業者年金に  
加入して下さい

### 全国農業新聞

#### 農家の経営と くらしに役立つ情報紙

\*月4回発行（毎週金曜日）

\*購読料：1ヶ月 700円

\*お申し込み：農業委員、  
推進委員または農業委員会  
事務局へ ☎ 387-1585

- 将来受給する年金を貯蓄する方法です。
- 条件による保険料に国庫助成があります。
- 保険料を自由に選択できます。  
(保険料を月額最低2万円から)

※詳しくは北区農業委員会事務局へ ☎ 387-11585

新しい農業者年金制度は農業者の老後生活の安定と福祉の向上に加え、保険料助成を通じて担い手を確保するという目的を合わせ持つ政策年金です。60歳未満の国民年金第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する者であれば誰でも加入できます。農地を持たない農業者や家族従事者も加入できます。

### 総会開催日

11月29日(金)、12月26日(木)、1月31日(金)、2月28日(金)  
\*傍聴者の定員は5名

### 農地の貸付・売買等の締め切り日

#### ●農地法第3条・4条・5条関係

11月11日(月)、12月6日(金)、1月10日(金)、2月7日(金)  
\*毎月受付、各月10日頃が締め切り日です。

#### ●農業経営基盤強化促進法関係、利用権の設定（賃貸借）

令和2年産作付分  
11月22日(金)、12月23日(月)、1月24日(金)、2月20日(木)  
\*利用権設定のほか売買・交換の受付は8月から3月まで。  
各月25日頃が締め切り日です。

近年、異常気象が続いている。  
しかしながら、我々農家は自然相手の職業です。この異常気象にも慣れ、克服していくことが大切かと思いま  
す。今年は、新編集委員での初年度の編集作業です。  
有意義な情報を届けるよう、  
今後も努力していきたいと思います  
ので、皆さまのご協力をよろしくお  
願いいたします。

（編集委員  
此村 和也）

◆編集後記◆

◆編集後記◆